

Ⅲ まちづくりの課題と県の取組

本章では、「中心市街地」「郊外部」「農山村」といった「地域特性に応じたまちづくり」、及び、いずれの地域特性のまちづくりにおいても踏まえる必要がある「人づくり」「安全・安心なまちづくり」などの「横断的な視点に立ったまちづくり」について、それらを進めていくうえでの課題と、県の取組の方向性について示していきます。

「まちづくり」は、そこに住む住民及び市町村が連携・協力しながら、創意と工夫によって進めていくべきものです。まちの魅力の基となる文化、歴史、自然などの地域資源や、置かれている立場は様々であることから、本来、まちによって課題やまちづくりの方向性は異なるものであり、まちの数だけまちづくりがあるということになります。

本章に掲げるまちづくりの課題や方向性は、それぞれの地域で展開されるまちづくりの形を規定しようとするものではなく、具体的なまちづくりを進めていくうえで、課題になると考えられる事項についての、県の取組の方向性を示すものです。

1. 地域特性に応じたまちづくり

(1) 中心市街地のまちづくり ～にぎわいの創出とまちなか居住の推進～

○ 駅や商店街を中心とした旧来の市街地

中心市街地は、商業、就労・就学、医療、文化活動など人々の日常生活に必要な各種機能が集積し、周辺地域を含む範囲の生活圏の核であり、歴史的には、明治以降に、駅を中心に発展してきた経緯があります。

岐阜、大垣、関、美濃加茂、多治見、土岐、瑞浪、恵那、中津川、高山など

また、現在では、周辺地域から依存されるほどの集積はみられないものの、歴史的に商業等の発展があり、日常生活に必要な機能が地域内でまかなわれている地域についても、中心市街地として位置付けられます。

美濃、八幡（郡上市）、岩村（恵那市）、下呂、古川（飛騨市）、神岡（飛騨市）など

○ 歴史的な町並みをもつ宿場町や城下町、門前町などを中心とした市街地

これらの中心市街地には、城下町や、商業・産業の中心として発展してきた地区を内包するケースも多く、それらの地区では、歴史的な建築物や伝統文化を核とした独自の魅力あるまちづくりへの取組がみられます。

岐阜の川原町界隈、伊奈波通界隈、加納町界隈、大垣、美濃加茂、高山など

① 課題と今後の方向性

○ 「にぎわい」があふれるまちづくりの推進

中心市街地では、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外への移転、商店街の衰退、中心市街地からの大型商業施設の撤退などが進み、まちの魅力が低下し、人口が減少する一方で、郊外においては住宅の開発や大規模集客施設の立地が進んでおり、まちの空洞化が進行しています。

一方、名古屋都市圏に属する一部の地域では、まちなか居住のニーズの高まりもあり、マンション建設のラッシュなど都心回帰の傾向も見られます。

■ 岐阜市の岐阜シティ・タワー43の分譲マンションは、分譲開始後即日完売されました。「ダイエー岐阜店」跡地等にも分譲マンション等が建設されました。

- 柳ヶ瀬地区では、「京都近鉄百貨店岐阜店」が平成 11 年、丸物百貨店以来 69 年の歴史に幕を閉じました。また「長崎屋岐阜店」が平成 14 年、「センサー」は平成 16 年に閉店し、現在も跡地は未活用の状態となっています。
- 岐阜駅前周辺地区では、「ダイエー岐阜店」が平成 14 年、「新岐阜百貨店」は平成 17 年、「岐阜パルコ」が平成 18 年に閉店。鉄道の利便性向上（岐阜—名古屋間が JR で 17 分）や、平成 12 年に開業した JR 名古屋タカシマヤの影響が大きいとみられます。
- 岐阜以外の中心市街地でも平成 10 年「ダイエー中津川店」、平成 18 年「ユニー多治見駅前店」等が撤退しています。

こうした状況のなかで中心市街地のにぎわいを取り戻すためには、第一にそこに人が住むとともに、日常生活を行っていくための様々なサービスが提供される必要があります。そのためには**都市機能がある程度集積したコンパクトなまちづくり**を目指していくことが重要であり、商業や公共サービスなど多様な便益の提供、高齢者等も暮らしやすい生活環境の提供、公共交通ネットワーク等を含む都市基盤の確保などを総合的かつ一体的に推進し、**魅力とにぎわいがあふれるまちづくりを進めていく**必要があります。

こんな取組がなされています！

商店街の再生事例

○岐阜市玉宮町におけるまちづくり

「玉宮まちづくり協議会」は、駅周辺と柳ヶ瀬をつなぐ玉宮通り沿道の関係者によって平成 2 年に設立され、住民主体のまちづくり組織として、様々な活動を実施しています。

平成 4 年には自主的なルールである「玉宮通りまちづくり協定」が締結され、沿道建物の建替えなどの際には協議会と建築主による協議によって、これまでに 14 件（平成 18 年 10 月 1 日現在）のオープンスペースの整備が完了し、お洒落で魅力的な歩行者空間が創出されつつあります。



お洒落で魅力的な「玉宮」のまちなみ

○地域資源を活用した魅力あるまちづくりの推進

街道筋の町並みや江戸時代の城下町などの歴史的な建築物や、伝統的な祭り、産業等の地域固有の資源を持つ中心市街地では、昔から多くの人が集まり、にぎわいのある町並みを形成してきましたが、多様なレジャー嗜好の高まりなどから、寂れていくまちも見られるようになりました。しかし、こうした地域の中には、もう一度自分たちのまちを見直し、自分たちのまちの地域資源を活かしたまちづくりを積極的に進めているところもあり、そうした地域ではまちのにぎわいを取り戻しつつあります。

- 旧中山道筋の宿場町では、町並みや街道を活用・保全する活動を通じたまちづくりが数多く行われています。
 - ・ 美濃加茂市（太田宿）では中山道祭りの開催や太田宿中山道会館の整備などの取組が進められています。
 - ・ 中津川市では、山口村の合併記念事業として、落合宿～馬籠宿間の石畳整備事業を、市民の協力を得て実施しました。
 - ・ 恵那市の大井宿、大垣市の赤坂宿などでも宿場町の古い町並みを生かしたまちづくり活動が盛んです。また、岐阜市の河渡宿は開宿 400 年を契機に街道祭りを始めました。
- 高山市は城下町を起源に持つ、岐阜県を代表する観光のまちです。1960 年代から町並み保存活動が展開されてきました。また、恵那市岩村町は城下町を生かしたまちづくりや地域の歴史を学ぶ活動に積極的に取り組んでいます。
- 美濃市では、うだつの上がる町並みと地場産業の和紙を結びつけた「和紙あかりアート展」が大きな注目を集めています。多治見市や土岐市では、地域ゆかりの人物「古田織部」や地場産業の陶磁器を生かしたまちづくりに取り組んでいます。

こうした取組みに見られるように、城下町や門前町、宿場町など歴史的なまちに残る、古い建築物群や、伝統・文化、生活様式などは、地域固有の資源であり、まちのアイデンティティの確立の観点から、保全・保存を進め、それらの地域固有の資源を活用した魅力あるまちづくりを進めるとともに、まちのにぎわいを呼び込む観光振興や商業の活性化を図っていく必要があります。

こんな取組がなされています！

地域資源を活かした観光振興

○谷汲山華嚴寺門前町の活性化（揖斐川町）

西国三十三番満願霊場として 1200 年の歴史を有する谷汲山華嚴寺は、現在でも年間百万人を超える観光客が訪れています。

しかし、名鉄谷汲線が平成 13 年に廃止されるなど地域を巡る環境は厳しさを増しています。そこで、歴史ある街並み景観づくりや、地元商店と住民が主体となった「癒しもてなし活動」など、にぎわいの創出によるまちづくりに取り組もうとしています。



春の谷汲山華嚴寺門前町

② 県の取組

○ まちなか居住の推進

中心市街地に住む人を増やしていくために、建替え促進のための建築制限等の緩和や優良な住宅供給の支援などにより、まちなか居住を推進します。

○ 中心市街地への大型商業施設等の誘致

大型商業施設の立地は、その集客力によるにぎわい創出効果や雇用の創出、税金などの経済効果が大いに期待できることから、中心市街地への大型商業施設等

の誘致に向けた仕組みづくりに取り組みます。

○ **意欲的な事業者や商店街の支援**

消費者の需要は多様化、細分化しており、そうした消費者のニーズに即したやる気のある事業者や商店街を積極的に支援していきます。

○ **まちなみや歴史的資源などの保全**

- ・景観法に基づく景観計画の策定など市町村と連携した良好な景観形成を促進するとともに、景観形成意識の高揚を図るための取組を進めます。
- ・屋外広告物対策の強化や、河川の美化、無電柱化、文化財の保存、無形民俗文化財の伝承などの取組を実施・支援します。

○ **観光客を誘引する仕組みづくりの支援**

地域の歴史・文化など、まちの個性や魅力を活用した観光振興を進めるとともに、商店街、旅行業者、ホテル、旅館、バス会社などが連携して行う、商店街へ観光客を誘引する仕組みづくりを支援します。

○ **人材の育成、推進体制の整備**

中心市街地活性化を担う人材の発掘や育成を進めるために、関係者の交流促進や次世代を担う商店街等の経営者やリーダーの養成を支援するとともに、中心市街地活性化の中心的役割を担う中心市街地活性化協議会、まちづくり会社等の設立を支援します。

○ **公共公益施設の立地確保と子育て支援機能などの創出支援**

都市計画区域マスタープラン⁴の策定を通じて、中心市街地における病院、福祉施設、文教施設、市町村庁舎などの公共公益施設の立地を確保するとともに、商業施設等で、事業者やNPO等が行う、高齢者・子育て支援などの公益的機能等を創出する取組を支援します。

⁴ 都市計画法において都道府県が都市計画区域毎に定めることとされている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと

(2) 郊外部のまちづくり ～都市機能拡散の抑制と新たな地域核の活用～

○ 高度成長期以降に大規模住宅団地等を中心に開発が進んだ地域

県南部の郊外部においては、1960年代以降に、大規模な住宅団地が名古屋・岐阜都市圏の住宅不足に対応するために開発され、それに伴い生活基盤（道路、上下水道、教育文化施設、商業施設等）が整備され、さらに一部の地域においては公共公益施設も中心市街地から移転したことにより、新たなまちが形成されてきました。

・ 郊外型大規模団地（主なもの）
岐阜市大洞・加野、各務原市尾崎・鷯沼、可児市桜ヶ丘、多治見市旭ヶ丘など

○ 近年、立地が進む大規模集客施設が中心に開発が進みつつある地域

1990年代に入り、工場の跡地を中心に、ショッピングモール等の大規模集客施設の立地が進み、県南部は全国有数のGMS（総合スーパー）激戦区となっています。

また、近年は、基盤整備を伴う大規模な住宅団地の開発は行われていませんが、出店したGMSの周辺では小規模な商業施設の出店や住宅開発がみられます。

・ 郊外型大規模集客施設（主なもの）
マーサ21、ジャスコ柳津店、カラフルタウン岐阜（岐阜市）、パロー羽島ショッピングセンター（羽島市）、アピタ各務原店（各務原市）、プラント6（瑞穂市）、リバーサイドモール、モレラ岐阜（本巣市）、アピタ北方店（北方町）、マーゴ（関市）、土岐プレミアムアウトレット（土岐市）、アピタ飛騨高山店（高山市）など
※ この他、大垣市、各務原市等で、新たな大規模集客施設の建設が予定されている。

① 課題と今後の方向性

○ 郊外型大規模住宅団地の機能維持

高度経済成長時代に開発された大規模住宅団地では、開発から既に30年が経過し、施設が老朽化しつつあると同時に、住民の高齢化が急速に進展しつつあり、早急に対応を検討していくことが必要です⁵。

また、高齢化社会において、地域コミュニティは社会の安全ネットとして重要な役割を果たすものであり、地縁血縁関係が希薄な郊外部においては、その再生が、特に求められます。

⁵ 住宅団地の開発と併せて整備された生活基盤が活用されなくなるなど（開校後20年で閉校となった小学校）、地域コミュニティが衰退しつつあります。

こんな取組がなされています！

住宅団地のコミュニティづくり

○桜ヶ丘団地のまちづくり（可児市）

団地内への遊戯施設の進出を契機に、平成10年、有志住民が「街づくりを考える会」を設立しました。その後も地道な活動を続けた結果、地域にも活動が浸透し、住民主体のまちづくり推進母体として自治会連合会の下部組織に「まちづくり専門委員会」が設置されることになりました。できるだけ多くの住民のニーズの吸い上げと新規メンバーの参入や世代交代、まちづくりプランの実行に向けた具体的な活動のあり方等が今後の課題となっています。



桜ヶ丘ハイツ

○ 大規模集客施設との良好な関係の構築

近年、郊外部において立地が進む大規模集客施設については、地域において雇用、税収など経済効果が期待される一方で、出店後に撤退されることへの危機感もあることから、郊外部における地域核としての機能を持続的に担っていきけるよう、地域と大規模集客施設の密着性を強め、良好な関係を構築していくことが必要となります。

こんな取組がなされています！

大型集客施設の地域貢献活動

○カラフルタウン岐阜の取組

地域の消費者から愛される施設を目指して、消費者ニーズに即した施設の整備や、地域貢献の観点から行政等と連携した様々な取組を展開しています。

（行政との連携）

- ・大規模災害時における臨時避難所の開設等の協定締結
- ・公園からのアクセス向上のための架橋
- ・地域防犯パトロール等の実施
- ・にぎわい創出のための各種イベントの実施や場所の提供 等



カラフルタウンにおける授乳室と休憩所の設置

○ 無秩序な市街地の拡散の抑制

人口減少、高齢化が進んでいく中、いま以上の市街地の拡散は、地域の活力の拡散につながることから、無秩序な開発を抑制し、都市機能の適正配置を進めていくことが必要となります。

② 県の取組

○ 地域コミュニティの維持・再生

地域内の関係が希薄とされる郊外部、特に高齢化が進んでいる郊外団地においては、地域のコミュニティの維持・再生が優先課題であり、その契機となる住民

主体のまちづくり活動を、モデル事例として支援チームの派遣等により支援し、そうした活動の取組みを広げていきます。

○ 住宅ストックの有効活用策の検討

高齢化が進む郊外部の既存住宅団地では、空き家が増加することが危惧されることから、不動産の流動化促進や高齢化社会における住宅団地のあり方・活用策等について検討を進めます。

○ 大規模集客施設の地域貢献活動の促進

大規模小売店舗の商圈・生活圏を踏まえ、まちづくりへの貢献など市町村との連携や地域の課題やニーズにマッチした自主的な地域貢献への取組みを、大規模小売店舗情報ネットワーク⁶等を通じて促進していきます。

(地域貢献活動として行われている事例)

- ・ 防犯・青少年非行防止対策の推進
- ・ 地域防災への協力（災害時の避難場所の提供、食料・日用品等物資の提供、防災訓練等）
- ・ 地域と連携した地域活性化の推進（地域住民等が実施するイベントへの協力等）
- ・ 地域雇用の確保
- ・ 地元産品の販売促進
- ・ 環境対策の推進（清掃美化活動、リサイクル推進等）
- ・ 少子高齢化対策（託児所の設置、高齢者休憩・交流場所の設置、子育て家庭応援キャンペーンへの参加等）
- ・ 交通対策の実施等（交通安全、交通渋滞対策の実施等）
- ・ 景観形成・町並みづくりへの協力

○ 都市機能の適正配置

・ 広域的影響を考慮した都市機能の適正配置

これ以上の市街地の拡散を抑制することを基本としながら、広域的な観点から大規模集客施設や公共公益施設などの都市機能の適正立地を促進します。

- ・ 都市計画区域マスタープランについては、平成 22 年度までに、改正都市計画法の趣旨を踏まえながら、県と市町が共同して見直しを進めていきます。
- ・ 都市計画区域マスタープランを見直すまでの間においても、市町が個別の都市計画を見直す際の県の同意の可否にあたっては、改正都市計画法に基づき、必要に応じて関係市町村から意見を聞くとともに、個別の判断の際に考慮する視点については、同法の施行（H19.11）までに定めます。

⁶ 県内の主な大規模小売店舗が参加する情報交換等を目的としたネットワーク組織。参加社数 10 社（平成 19 年 3 月現在）

・準都市計画区域制度活用等による市街地の拡散の抑制

準都市計画区域制度⁷を用いて、都市計画区域外への市街地の拡散を抑制していきます。

〔 参考 〕

※改正都市計画法の全面施行（H19.11）に向けた県の対応方針（案）

（主な改正内容）

- 大規模集客施設が立地可能な用途地域等の限定
- 新たな地区計画制度（開発整備促進区）の創設
- 広域調整手続の充実（市町村の都市計画決定に対する県の同意の際に関係市町村の意見を聴取することが出来る。）

I. 広域的に都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設に係る都市計画の決定に当たっては、以下のような視点での検討が必要

①都市機能への影響

道路交通、公共交通へのアクセス、都市基盤施設等の利用効率、集積による利便の増進、目指すべき都市構造への影響、未利用地の状況等

②地域環境への影響

騒音等環境に対する負荷、街並み・景観等への配慮

II. 大規模集客施設等に関し、規制や誘導を図るエリアを明確にするため、Iの観点を踏まえ、関係市町村の意見も聴取し、都市計画区域マスタープランの見直しを行う。見直しが完了した区域については、原則として、都市計画区域マスタープランとの整合性により県の同意・不同意を判断。

III. マスタープランの見直しまでの間については、広域調整を行い、Iの観点を踏まえ、県の同意・不同意を個別に判断。

⁷ 準都市計画区域とは、平成12年の都市計画法の改正に伴い、これまで都市計画区域外とされた地域にも、市町村が準都市計画区域を指定することで、当該区域に建てられる建築物に制限を加えられるようにしたもの。

例えば、都市計画区域外の白地地域などにおいて、高速道路の開通に伴いインターチェンジが建設された場合などは、急激に開発圧力が高まることが予想されるが、こうした地域においては、準都市計画制度を活用することにより計画的な開発を図ることが可能となる。

平成18年の都市計画法改正により、指定権者が市町村から都道府県に変更となり、農地を含む土地利用の整序が必要な区域に広く指定できるよう指定要件が緩和される。

(3) 農山村のまちづくり ～地域資源を活用した産業の振興～

○ 過疎化が著しい中山間地域の農山村

本県は、きわめて起伏に富んだ地形を有し、気候も著しく異なることから、農山村では自然条件や、地形特性に対応した個性豊かな農業や、県土の82%を占める森林から生み出される資源を利用した林業が展開されてきました。

農山村の地域は耕地率や林野率などにより、中山間地域⁸と平坦地域⁹に分類されますが、本県においては比較的狭い土地の中で水田営農、高冷地野菜の生産、畜産、林業などが複合的に営まれる中山間地域が、農山村の特徴的な地域¹⁰といえます。

しかしながら、中山間地域の農山村は、雇用の場も少なく、若者が流出し、過疎化と高齢化が著しく進むなど、集落機能の維持が困難になりつつあります。

そうしたことから、本県の農山村のまちづくりにおいては、過疎化が顕著な中山間地域を念頭に、その機能強化を進めることが必要となります。

① 課題と今後の方向性

○ コミュニティ機能の強化と生活環境基盤の整備

農山村は都市部との比較において、地縁・血縁関係が強く、集落のコミュニティが機能していますが、中山間地域では過疎化、高齢化が進み、その機能の低下が危惧されています。

そのため、農林業従事者だけでなく、そこに住む人たちを巻き込んだ景観保全や農林業生産資源の保全など、地域が一体となった共同活動が、コミュニティ機能の強化につながっていきます。

また、生活道路、情報基盤、污水处理施設など生活環境の整備は都市部に比べて遅れていることから、生活環境基盤の整備水準の向上を進め、住民の利便性・快適性を高めていく必要があります。

○ 就業の場の確保

農山村は、豊かな自然や美しい農村景観、その土地でしか味わえない食材や食文化など、数多くの地域資源に恵まれています。特に、飛騨地域等の中山間地域

⁸ 「農業統計に用いる地域区分」である都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域

⁹ 中山間地域以外の都市的地域と平地農業地域を合わせた地域

¹⁰ 中山間地域の居住者人口は県全体の28%であるのに対し、中山間地域の農家数は県全体の農家数の49%、認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農家）数は県全体の65%、農業産出額は県全体の54%を占めている

では、住む人が誇りとする固有の伝統や文化が色濃く残り、豊かな自然と併せて、その地域の魅力となっています。

こうしたなかで、農山村の居住人口を維持していくため、**地域資源を活用した農林業や観光産業の振興、農林業と調和し地域のニーズに合った企業誘致などにより、就業の場を確保することが必要**となっています。

- ・白川村荻町：合掌集落(世界文化遺産)、どぶろく祭りなど、年間観光客数約 150 万人
- ・恵那市坂折、八百津町北山、高山市滝町：棚田保全活動
- ・恵那市岩村町：日本一の農村景観

こんな取組がなされています！

地域資源を活かした農山村振興

○郡上市明宝地域の取組

深刻な過疎化からの脱却、通年型観光立村と若者定住の実現を目指し、昭和 60 年代から、第 3 セクターなどの設立による観光開発や産業振興による活性化策を村民と村が一体となって推進してきました。年間観光客数は取組前は 2 万人程度でしたが、スキー客などを中心に現在では 100 万人を超え、また、「明宝ハム」「明宝トマトケチャップ」などの全国に知れわたる特産品が生み出され、雇用創出など地域経済の活性化に貢献しています。



明宝トマトケチャップ

こんな取組がなされています！

地域資源の保全と活用

○「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」の取組

電源開発事業(ダム)に伴う合掌造り集落の消滅や移築などをきっかけに、合掌造りへの保存意識が高まり、昭和 40 年代から、地域住民、関係団体、行政が連携して合掌造り集落を保存してきました。世界遺産に登録や交通アクセスの向上により観光客が増加(年間 150 万人)しており、観光を地域産業の柱とし、観光消費を地域経済への波及させていくための地域経営のモデルを構築していくことが今後の課題です。



白川郷合掌集落(世界文化遺産)

○ 農地・森林、農村景観の保全

農地・森林は、農山村の根幹をなす基盤であり、農業振興地域制度や、林地開発制度の適切な運用により、その保全を進めていくことが必要です。また、中山間地域で多く見受けられる耕作放棄地については、その有効活用と発生防止を図ることが必要です。

また、農地・森林がもたらす、良好な農山村景観は、その地域の自然、文化に根ざした貴重な地域資源であり、その保全や活用を進めていく必要があります。

○ 恵那市坂折地域の取組

棚田とは傾斜地に階段状に築いた水田のことで、坂折の棚田は、約400年ほど前から築かれはじめ、明治時代初期にほぼ現在の形に形成されました。面積は約13haあり、全国的でも有数の美しい景観を有しています。

平成11年に、坂折棚田が農林水産省選定の「日本の棚田百選」に認定されたことを機に、平成13年に棚田保存会が設立され、坂折棚田に代表される里山の環境保全を進めながら、地域農業の活性化及び都市との交流を通じた豊で潤いのある地域づくりを推進しています。



坂折の棚田風景



棚田稲刈り体験ツアー（都市住民との交流）

② 県の取組

○ 地域が一体となった農地・農業用施設の保全活動の支援

食料の安定供給や農業・農村の持つ多面的機能を維持するため、農業者だけでなく地域が一体となって、農業の生産資源（農地、用水路、排水路、農道など）や環境資源を守っていく共同活動を支援します。

○ 地域資源を活かした産業づくり

地域農産物の加工施設や販売施設等の整備を支援するとともに、農産物の加工グループと食品産業、観光産業等、各分野の連携による新たな商品開発、商談活動、販売促進キャンペーンを展開します。

さらに、地域の特性や資源を活かした農産物加工食品開発や農家レストランの開設、グリーン・ツーリズム¹¹の商品化等、新たなアグリビジネス¹²への挑戦を支援します。

○ 農地・森林の無秩序な開発防止及び耕作放棄地の拡大防止

農業振興地域制度により優良農地を明確化するとともに、同地域整備計画や農地転用許可制度を適切に運用し、各種開発による農地の無秩序な廃棄、農地利用度の低下を防止します。一方、森林については、違法開発・無許可開発の早期解決、保安林制度、林地開発許可制度の普及啓発及び周知徹底、森林パトロールによる定期的な点検を行い、その保全を図ります。

¹¹ 緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。（農林水産省定義）

¹² 農林水産・食品関係の産業。種苗、種畜、飼料、肥料、薬品、農業用施設・装置などの農業用資材のほか、農産物や食品の貯蔵、加工、流通など幅広い分野が含まれる。

また、増加しつつある耕作放棄地については、特に中山間地域を中心に、耕作放棄地の拡大防止や利活用を図るための基盤整備を推進するとともに、都市住民や企業のボランティア等による耕作放棄地の有効活用や発生防止の活動を支援します。

○ 農山村の景観の保全

農山村地域が自ら持つ棚田などの固有の資源を活かした地域づくり活動を支援し、農山村の景観保全を推進します。

○ 農山村と都市との交流促進

岐阜県内で広くグリーン・ツーリズムを普及するために、農林業者等が運営し、農林業体験の指導、地域の農林水産物の食事を提供する民宿などを、農林業体験施設として認定する県独自の制度を創設するとともに、滞在型市民農園の整備や老朽化した空き家のリフォームなど、都市住民を呼び込むための基盤整備を促進します。

また、旅行会社や地域の団体と連携して、各地域の多様な体験プログラムをもとに対象者別（児童・生徒用、一般用、家族用等）のモデルコースを設定し、グリーン・ツーリズムの商品開発を促進します。